



ちっご「ふれあいの里づくり」計画
ガイドライン (策定指針)



みんなで作る私たちの地域
市民が主役のまちづくり



1. ちっご「ふれあいの里づくり」事業の目的

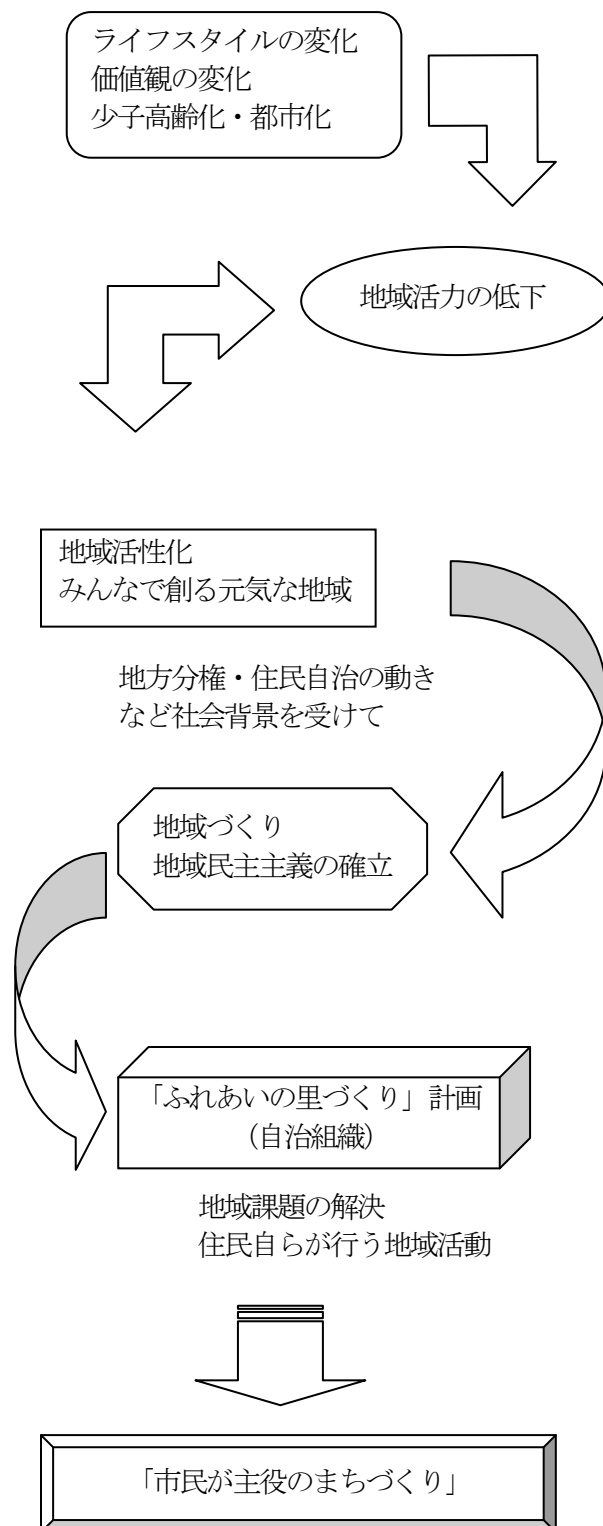
(1) ちっご「ふれあいの里づくり」事業とは・・・

地方分権の時代を迎え、地方自治のあり方がいま問われています。また、国、地方を問わず厳しい財政状況や社会環境の変化の中で、住民ニーズは多様化し行政に求められるものも多種多様になっています。

一方、地域を見ると、住民のライフスタイルや価値観の変化、少子高齢化、都市化などから人間関係が希薄になってきており、地域活力の低下が見受けられます。

これからの時代は、住民と地域そして行政が信頼関係を醸成し、それぞれが自立し、かつ果たすべき役割を自覚し、協力しながらまちづくりを進めていくことが重要です。

ちっご「ふれあいの里づくり」事業は、行政と住民の意識改革を図るとともに、地域住民みんなで議論しながら地域の将来計画を策定し、その実現に向けてみんなで行動することにより、まちづくりの基盤である地域の自立と地域民主主義の確立を図り、「市民が主役のまちづくり」をめざすものです。



(2) 「市民が主役のまちづくり」の実現にむけて

筑後市では、市民がまちづくりの主人公としての役割を再認識し、行政と一緒に行動する仕組みを創ろうと、平成14年度から市長と市民が意見交換する「出前市長室」や「市長への手紙」などを始めました。また、市内部では、「Mail from Mayor（市長からの手紙）」の刊行、部署横断的なプロジェクト会議の開催や総合案内窓口の設置など「市役所は最大のサービス業」の認識で職員の意識改革に努めています。

これからの時代は、少子高齢化や都市化の進展から福祉、健康、環境、子育てなど直接市民に影響する問題、課題が増えてきます。こうした問題、課題は行政だけで解決できるものではありません。行政と市民、地域が手を携え、協働の思いで「地域でできることは地域で行う。」「自分たちの地域は自分たちで創る。」という意欲と行動が必要です。まさに、「市民参加のまちづくり」から「市民主体のまちづくり」への転換を迫られています。

行政区を基本とした自治組織が、各地域の「ふれあいの里づくり」計画を策定することは、その地域に住む住民の生活に身近な地域環境や問題、課題を見つめるきっかけになるとともに、自ら考え、行動する、住民によるまちづくりへの第一歩になると期待されます。

このため、市では地域住民みんなで「ふれあいの里づくり」計画の策定やその計画に基づく行動までのプロセスを重視し、その活動の拠点となる施設等の整備を支援することにしていきます。この一連のプロセスが「市民が主役のまちづくり」につながると考えています。



(3) 「ふれあいの里づくり」計画と市の支援

「ふれあいの里づくり」計画は、10年後の地域の将来像とその実現に向けた10年間の地域住民の行動計画、そのために必要な活動拠点施設等整備計画などで構成されます。市では、住民の行動計画に基づく活動への人的・組織的支援と活動拠点施設等整備への財政支援を車の両輪に「市民が主役のまちづくり」を進めていきます。ただし、財政支援については、平成24年度までの予定です。



(4) ちっこ「ふれあいの里づくり」計画ガイドライン（策定指針）

このガイドラインは、「ふれあいの里づくり」計画の策定に向け、計画づくりの考え方や方法などを示した手引き書です。

各地域での「ふれあいの里づくり」計画の策定にあたっては、このガイドラインは参考にさせていただくため、ここに書いてある計画作りの方法が正解というものではありません。

「ふれあいの里づくり」計画は、将来の地域像とその実現に向けた地域住民の活動の方法を明らかにするものですから、それぞれの地域の現状や課題に応じて地域住民みんなが喧々諤々議論し、地域の総意を集約することが重要です。各地域にふさわしい住民参加の方法を見い出し、創意工夫して地域の特徴や魅力を活かした将来像や行動計画をつくり出しましょう。

「ふれあいの里づくり」計画の策定にあたっては、決して特定の人たちだけで策定しないように、また特定の人たちへの負担が増えないように工夫してください。地域には、さまざまな活動を行っている団体、個人が大勢いらっしゃいます。そのような人たちを交えて、地域住民みんなを巻き込んだ議論になるよう、それぞれの役割を分担しながら進めてください。

2. 誰が「ふれあいの里づくり」計画をつくるの？

- (1) いろんな人たちに参加してもらい、
その人たちが中心になって原案をつくりましょう…



「ふれあいの里づくり」計画は、単独、又は複数の行政区で組織する自治組織でつくります。

地域には、行政区のほか子供会、老人会、婦人会、農政区、ボランティア団体など、さまざまな団体に加入している人や民生・児童委員、PTA、青少年育成市民会議委員、校区民会議委員、交通安全指導員など地域に密着した人たちがいます。このような団体や個人は、それぞれの分野で立派な識見者です。

このような人たちにも参加してもらい、また地域住民の積極的な参加を促して計画案を作りましょう。

計画原案づくりへの参加者を広く募る方法(例)

◆紙面などを使って

- ◇地域の広報紙(回覧板など)で募る。
- ◇行政区掲示板などにポスターを貼る。
- ◇祭りやイベント時に募る。

◆地域での集まりを使って

- ◇地域でのいろいろな集まりの機会に募る。
- ◇行政区から民生・児童委員、PTAなどの役員や個人に依頼する。

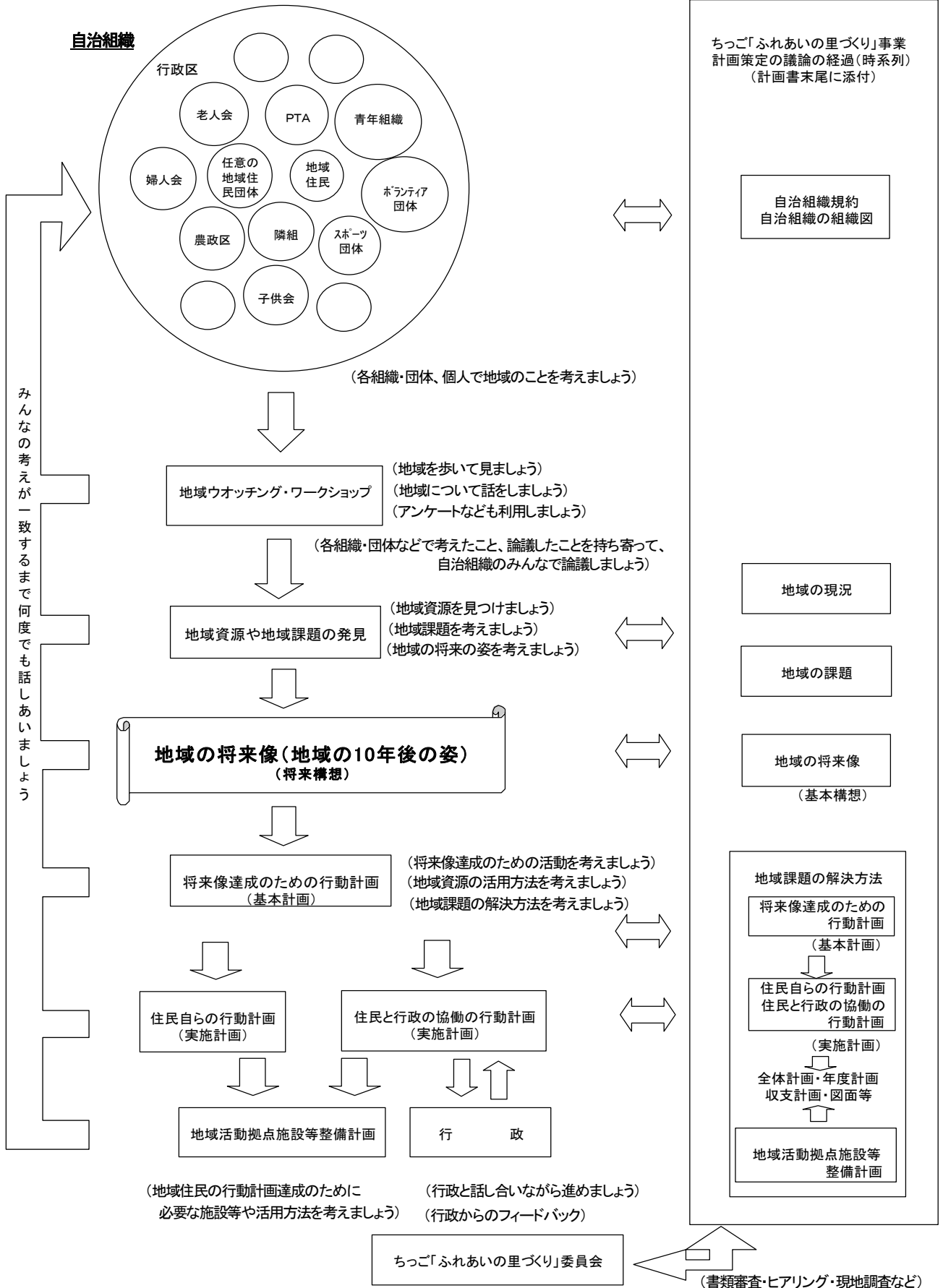
※さまざまな方法で募集を行うことが考えられます。

3. どうやって「ふれあいの里づくり」計画をつくるの？

(1) 計画づくりの手順

ちっこ「ふれあいの里づくり」計画策定フロー図

〇〇地区ふれあいの里づくり事業推進



(2) 各作業のポイント

1. 「現状」を調べ、「地域資源や課題」を発見する

まず、地域の概要（面積、人口、年齢構成、土地利用など）を確認し、客観的に見てどう
いう地域なのかを整理します。

次に、地域に対する意識は、住民一人ひとり考え方が違います。地域住民で意見を出し合
い、地域のよいところや地域の課題、地域資源を調べます。このとき、地域ウォッチング（み
んなで地域を歩いて地域のことを調べること。）、ワークショップ（意見交換会、研修会）や
アンケート調査などを活用するなどさまざまな手法が考えられます。

また、子ども、若者、高齢者などあらゆる年代のひとたちの考え、意見も大事にしまし
ょう。

◆一例

よいところ：福祉ボランティアに参加している人が多い、気やすい住民が多いなど
課 題：ひとり暮らしの老人が多い。
地域資源：自然がたくさんある。

2. 地域将来像（10年後の将来構想）を決める

地域の現状、課題や地域資源を受けて、10年
後どのような地域にしたいのか話し合い、地域
の将来像、目標（地域の10年後の姿＝将来構想）
を決めます。

地域の将来像は、地域住民の理解を受けられ
るよう、誰にでもわかりやすく、馴染みやすく、
一度読んだだけでイメージできるように作成し
ましょう。



◆一例

「子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまち、●●●」など

3. 将来像達成のための行動計画（基本計画・実施計画）を決める

－行動計画はひとつではなく、複数考えられます。－

(1) 基本計画を決める

地域の将来像を受けて、その実現に向けて行うべき行動計画（基本計画）を考えてまと
めます。その際には、地域資源の活用や地域課題の解決方法を考えると、行動計画（基本
計画）として何をすべきかが分かりやすいと思います。

◆一例

「高齢者を地域で支える。」
「元気な高齢者が大勢いるまちをつくる。」
「バリアフリーのまちづくりを推進する。」など

(注)「バリアフリー」とは、障害のある人や高齢者や子どもたちなどすべての人が安心
して暮らせる環境をつくるため、社会にあるさまざまなバリア（障害）をなくしていく
ことです。

(2) 実施計画を決める

次に、基本計画に基づく10年間の行動計画（実施計画）を決めます。

行動計画には、地域住民自らが行う行動計画や住民と行政(市)の協働による行動計画などが考えられます。また、どうしても自分たちではできないもので、行政が担うべきものもあるかもしれません。ここでは、住民自らの行動計画や協働による行動計画を中心に考えてください。

◆一例

・住民自らの行動計画

「隣組でひとり暮らしの高齢者への声かけを1日1回おこなう。」「子どもと高齢者の交流会を月1回開催する。」「デイサービスを週1回開催する。」など

・住民と行政との協働行動計画

「保健師による健康体操教室を月2回開催する。」「栄養士による調理教室を開催する。」など



4. 地域活動拠点施設等整備計画を決める

地域の将来像を達成するための行動計画（基本計画・実施計画）を決めた後、それを実行するために必要な地域活動拠点施設等の整備計画に取り組みます。

地域活動拠点施設等とは、住民自ら活動するために必要な施設、広場や活動に必要な器材や器具などです。市では、こうしたものの工事費、用地費、補償費や購入費などのハード事業について財政的な支援を行うことにしています。ただし、この支援は平成24年度までです。また、支援は、複数年度でも可能としています。

しかし、道路や水路の改修工事などのハード事業や施設の維持費、組織の運営費、活動経費などのソフト事業は支援の対象にはなりません。

それは、「ふれあいの里づくり」事業の目的が、地域民主主義の確立と地域の自立であり、地域活動拠点施設等の整備はそのための手段と考えることから、地域活動に直接関係しないハード事業は地域活動拠点施設等とは認められないこと、また維持費、運営費などの経費は地域で負担すべきであるという考え方によるものです。

地域活動拠点施設等の整備を行う場合には、将来にわたって維持管理費などを地域で負担することになるので、地域住民で十分議論し、本当に必要なものは何か、よく考えて計画を決めましょう。特に、新しい建物を建てる場合は、その利用率など厳しいハードルがありますので、地域みんなですべて十分協議して決めましょう。

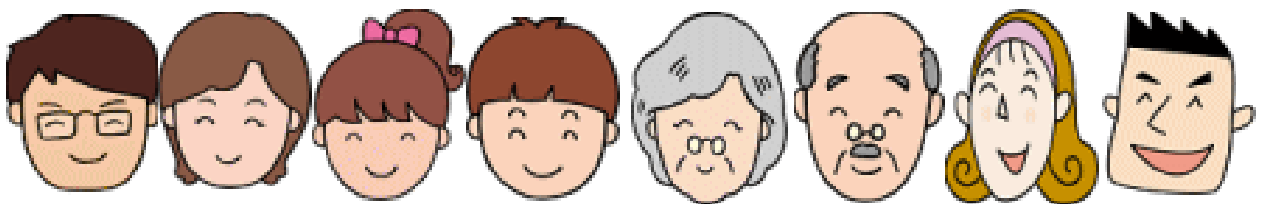
4. おわりに

「市民が主役のまちづくり」の基本は、「自分たちの地域は、自分たちの意思と汗と協力で築く。」ということです。そして、その基盤となるのが地域であり、地域コミュニティです。

ちっこ「ふれあいの里づくり」事業は、今日、地域における人間関係が希薄になり、地域コミュニティが衰退している現状を解消し、超低成長時代に、受身の住民参加から積極的な住民参画への転換、そして地域のことは地域で決める地域民主主義の確立を図ることを目的としています。

地域の計画を地域住民みんなで考え、創り上げるという過程を大切に、「地域住民が主役の地域づくり」を推進し、住民と行政（市）の意識改革がうまく融合すれば、「市民が主役のまちづくり」が現実のものになると確信します。

各地域でこのちっこ「ふれあいの里づくり」事業を進めるにあたって、この基本理念を理解し、市の財政支援を受けるために安易に取り組むのではなく、地域住民みんなで地域の将来を考え、ともに行動するという意思の統一をぜひ図って進めてくださいますようお願いいたします。



みんなで創る私たちの地域

市民が主役のまちづくり

編集	平成 15 年 7 月 初版
Tel	筑後市総務部まちづくり課
Fax	0942-53-4111
e-mail	0942-52-5928
	matidukuri@city.chikugo.fukuoka.jp